

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構受託研究実施規程

平成22年4月1日規程第56号

## (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が依頼に応じて受託する研究（以下「受託研究」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構共同研究実施規程（平成22年規程第57号。以下「共同研究実施規程」という。）において使用する用語の例による。

2 この規程において「受託研究」とは、道総研以外の者の委託により、道総研が実施する研究をいう。

## (実施要件)

第3条 道総研は、次の要件を満たす場合は受託研究を実施することができる。

- (1) 研究内容が中期計画の範囲内であること
- (2) 道総研において当該受託研究を実施する必要があると認められること
- (3) 道総研に受託研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が当該研究を実施するために必要な経済的基盤を有すると認められること
- (4) 当該研究を受託研究として実施することにより目的とする成果が得られ、かつ成果の効果的な活用が期待できること
- (5) その他、当該受託研究を所管する試験研究機関の長（以下「場長等」という。）が特に必要と認めたものであること

## (実施申込み)

第4条 委託者は、受託研究申込書（別記第1号様式）を場長等に提出しなければならない。

2 委託者が道総研の2以上の試験研究機関（以下「機関」という。）に受託研究を委託しようとする場合は、当該受託研究の代表となる機関の場長等に前項の受託研究申込書を提出するものとする。

3 前年度から継続して実施する受託研究については、第1項の受託研究申込書の提出を要しない。

## (受託の諾否及び契約等)

第5条 前条第1項の場長等は、第3条に規定する実施要件に適合したものであるかを検討の上、当該申込みの諾否を決定する。

2 前条第2項の場長等は、当該受託研究を実施予定の機関の場長等に諮り、第3条に規定する実施要件に適合したものであるかを検討の上、当該申込みの諾否を決定する。

3 場長等は、第1項及び第2項の規定により受託研究の諾否を決定したときは、その諾

否を受託研究諾否通知書（別記第2号様式）により委託者に通知するものとする。ただし、前条第3項に該当するものについては、通知しない。

4 場長等は、受託研究を実施するときは、原則として受託研究契約書（別記第3号様式）を用いて、道総研理事長（以下「理事長」という。）名において委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

5 場長等は、第1項から前項までの規定により受託研究契約を締結した場合は、その旨を当該機関を管轄する研究本部の長（以下「研究本部長」という。）を経由して理事長に報告しなければならない。

（契約の変更）

第6条 第3条から前条までの規定は、受託研究契約を変更しようとする場合に準用する。

（経費の負担）

第7条 委託者は、次の各号に掲げる経費の合計額を負担するものとする。

（1）受託研究に必要な経費のうち、当該研究の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）

（2）受託研究に必要な経費のうち、当該受託研究を実施する試験研究機関の研究職員の人件費

2 前項第2号の規定により委託者の負担する額を算出する場合の人件費は、直接経費に100分の10の割合を乗じて得た額とする。ただし、委託者が、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人（以下「国等」という。）である場合又は国等から委託を受けた場合であって当該委託者が人件費の率を定める場合にあっては、これに基づき算出された額とすることができるものとする。

3 委託者は、当該受託研究のうち委託者が負担する経費について、契約締結後、道総研が作成した請求書兼振込依頼書により別に指定する期日までに納付しなければならない。

（受託研究の中止等）

第8条 場長等及び委託者は、天災その他やむを得ない理由により受託研究の継続が困難となったときには、両者協議の上、当該受託研究の内容を変更し、又は中止することができる。この場合において、場長等は、その旨理事長に報告しなければならない。

2 道総研又は委託者は、前項の規定により受託研究を変更または中止した場合において、委託者又は道総研が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

（研究結果の通知）

第9条 場長等は、受託研究が終了若しくは中止又は研究実施期間が満了したときは、速やかに第5条の契約に基づく研究結果を、研究結果報告書（別記第3号様式別紙2）により委託者へ通知するものとする。

また、場長等は速やかに委託者への通知内容を当該機関を管轄する研究本部長を経由して理事長に報告しなければならない。

（研究結果の取扱）

第10条 場長等は、当該受託研究の成果を公表することができるものとする。ただし、その成果を公表することが委託者の不利益となる場合については、委託者の申出により

公表を行わないことができる。

(知的財産権の帰属)

第11条 受託研究において発生した発明等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、道総研に帰属するものとする。ただし、契約で別段の定めをした場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により、本知的財産権を共有する場合は、道総研及び委託者が協議の上、持ち分を定めるものとする。

(知的財産権の出願等)

第12条 前条第2項の本知的財産権に係る出願又は申請を行おうとするときは、共同出願契約書(別記第4号様式)により当該権利に係る持分等を定めた共同出願契約を締結した上で共同して行うものとする。

2 理事長は、道総研に属する研究職員が受託研究及びそれに関連した研究により独自に発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権の出願又は申請を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、事前に委託者の同意を得るものとする。

(知的財産権の維持管理)

第13条 道総研及び委託者又は委託者に所属する研究員(以下「共有者」という。)は、本知的財産権を共有する場合には、その知的財産権の維持管理に要する費用(出願料及び登録料等)を別段の定めのある場合を除き、その持分に応じて負担する。

(知的財産権の放棄)

第14条 道総研又は共有者は、共有する知的財産権を放棄しようとするときは、事前にその旨を相手方に報告する。

(優先的実施権)

第15条 理事長は、第12条に定める発明等の共有に係る権利について、委託者が希望するときは、共有者又は共有者の指定する者(以下「共有者等」という。)に限り、当該発明等に係る知的財産権の出願の日から5年を超えない範囲内において優先的に実施等を行わせることができるものとする。

2 理事長は、第1項の規定により本知的財産権の優先的な実施を許諾された共有者等からその実施期間の延長を求められたときは、共有者等と協議の上、当該権利の存続期間を限度として5年を超えない範囲で必要な期間を延長することができる。

3 理事長は、道内産業の振興のため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、本知的財産権の優先的な実施等について、受託研究契約書に別段の定めをすることができる。

(第三者に対する実施等の許諾)

第16条 理事長は、共有者等以外の者(以下「第三者」という。)に本知的財産権の実施等を許諾するときは、あらかじめ共有者等の同意を得なければならない。ただし、本知的財産権について共有者等が第15条第1項に定める優先的な実施等を行わない場合であって、受託研究契約に定めるところにより許諾するときは、この限りでない。

2 理事長は、共有に係る権利及び道総研に承継された権利について、共有者等が当該権利を優先実施期間中その第2年以降において正当な理由なく実施等を行わないとき又は第三者が当該権利の実施等を行うことができないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、受託研究契約の定めるところにより第三者に対し当該権利の実施等を許諾することができる。

(実施料)

第17条 道総研は、共有者が本知的財産権の実施等を行おうとするときは、別に実施契約で定める当該権利に係る道総研の持分に応じた額の実施料を徴収するものとする。

2 道総研は、共有者等に対し道総研に承継された本知的財産権の実施等を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

3 本知的財産権について委託者の指定する者及び第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、道総研及び共有者に帰属するものとする。

(守秘義務)

第18条 道総研及び委託者は、受託研究の遂行上必要となる委託者又は道総研の保有する技術上の情報、受託研究の内容及び研究から得た知見等について、相手方の同意なしに第三者に漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 既に公知の情報であるもの

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

(3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

(4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発又は発見したことが書面により立証できるもの

(5) 受託研究の成果として公表するもの(ただし、委託者の申出により公表を行わないこととしたものであって、委託者が正当な理由なく当該受託研究により得られた成果を実施に移さないものについては、研究終了後1年を経過したもの)

(6) 道総研が情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(7) 他の規則等に別段の定めがあるもの

(適用除外)

第19条 道総研は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

(1) 道及び国等からの委託又は再委託である場合

(2) その他、特別な事情がある場合

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。